

# 福岡県公報

平成19年10月12日  
第 2 7 3 7 号

## 目 次

告 示 (第1881号 - 第1896号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	1
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	1
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に掲げる者の 不確知 (監視指導課) .....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	3
公共測量の実施 (土木管理課) .....	3
新たに生じた土地の確認 (地方課) .....	3
町の町の区域の変更 (地方課) .....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) .....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) .....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) .....	5
市街地再開発組合の理事長の住所の変更の届出 (都市計画課) .....	5
平成19年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催 (畜産課) .....	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	5
市の町の区域の設定及び変更 (地方課) .....	6
公 告	
競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) .....	7
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	9

地域森林計画の変更の案の縦覧 (治山課) .....	11
福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課) .....	12
一般競争入札の実施 監査委員 (警察本部会計課) .....	12
監査結果の公表 再 掲 (監査委員事務局特別監査室) .....	14
収納代理金融機関の指定 (収納事務局出納総務課) .....	18

## 告 示

福岡県告示第1881号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ニシコー春日プラザ
  - (2) 所在地 福岡県春日市大和町4丁目30番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1882号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字引車1676番1及び1676番4から1676番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字南原1675番地の4

有限会社めぐみ住宅 代表取締役 杉坂 正憲

福岡県告示第1883号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡みやこ町大字豊津字小池谷1322 - 2、1323 - 2、1323 - 4、1323 - 7、1323 - 18から1323 - 28まで、1323 - 31及び1323 - 32

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市南泉3丁目58番3号

ニューシティホーム株式会社 代表取締役 松屋 隆士

福岡県告示第1884号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）をすべて確知することができないので、法第19条の8第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 講ずべき支障の除去等の措置

処分者等は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 土壌汚染及び地下水汚染について

宮若市金生字牛谷2581 - 1、2581 - 3、2588、2589、2590 - 4及び2590 - 1（以下「当該地」という。）に投棄（埋立）したドラム缶から廃油が流出したことに起因する土壌汚染及び地下水汚染が確認されていることから、当該地から環境基準を

超過する地下水等が流出しないように、汚染土壌及び汚染地下水の撤去及び浄化等の適正な措置を講じること。

(2) 保管している廃油入りドラム缶等について

宮若市金生字牛谷2591 - 1、2595及び2598に保管している廃油入りドラム缶及び廃タイヤ等の産業廃棄物並びに宮若市金生字牛谷2590 - 1に保管している廃油混合土の撤去及び適正処理の措置を講じること。

なお、廃油及び廃油混合土については、揮発性有機化合物等の有害物質を含んでいるため、特別管理産業廃棄物として適正に処理すること。

(3) 措置計画書の提出

措置を講ずるにあたっては、事前に措置計画書を提出し、県の承認を受けること。

2 措置の期限

(1) 措置計画書の提出期限 平成19年11月12日

(2) 措置の着手期限 平成19年12月12日

(3) 措置の履行期限  
上記1(1) 平成24年12月12日  
上記1(2) 平成20年6月12日

3 福岡県知事による措置

処分者等が上記2(1) 措置計画書の提出期限、(2) 措置の着手期限又は(3) 措置の履行期限までに、措置を講じないときは、法第19条の8第1項の規定により、福岡県知事が当該措置の全部又は一部を講じることがある。

その場合、同条第2項の規定により措置に要した費用については、処分者等から徴収することがある。

4 問い合わせ先

福岡県環境部監視指導課

福岡市博多区東公園7 - 7

電話 092 - 651 - 1111（代表） 内線3583

092 - 643 - 3395（ダイヤルイン）

福岡県告示第1885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年4月福岡県告示第748号筑後都市計画下水道事業筑後公共下水道（筑後市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画下水道事業筑後公共下水道

3 事業施行期間

平成10年10月23日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年福岡県告示第748号の事業地に次の区域を加える。

筑後市大字西牟田字木村中の全部並びに字北牟田、字田中、字寛元寺、字富松、字鷹寺、字鷲寺東一、字小次郎丸、字四反田、字久保、字鷲寺二、字城崎一、字城崎二、字町、字上京手、字館及び字流中の各字の一部、大字熊野字池尻の一部、大字蔵数字前田及び字前畑の各字の一部、大字久富字西の全部並びに字北田、字北畑、字水尻、字屋本、字東、字向前、字高畑、字東ノ前及び字鳥居の各字の一部、大字高江字田バタの全部並びに字妙建寺、字西原、字西、字シウヂ、字前田、字東、字森園、字宮脇、字原口、字目クラ落シ、字辻、字南平及び字野添の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1886号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年4月福岡県告示第745号瀬高都市計画下水道事業瀬高公共下水道（みやま市施行）の事業計画

の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

みやま市

2 都市計画事業の種類及び名称

瀬高都市計画下水道事業瀬高公共下水道

3 事業施行期間

平成12年9月22日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1887号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業唐原地区第1換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡上毛町	平成19年9月10日から 平成20年3月19日まで

福岡県告示第1888号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成19年9月12日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
京都郡苅田町鳥越町9番1の地先の公有水面埋立地	68,730.84

福岡県告示第1889号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、苅田町長から苅田町の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

次の区域を鳥越町に編入する。

新たに生じた土地
苅田町鳥越町9番1の地先の公有水面埋立地 68,730.84平方メートル

福岡県告示第1890号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日  
平成19年9月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人エスタスカーサ

(2) 代表者の氏名  
知足 文隆

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市南区弥永2丁目17番1号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、特に子供、子育て中の人、障害者、高齢者とその家族に対して、交流の拠点を作ること、生活の様々な状況に応じた支援事業などを展開することにより地域での居場所を保障し、安心して暮らしていけるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1891号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日  
平成19年9月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人ジネス
  - 代表者の氏名  
岡 三恵子
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県前原市篠原東2丁目16番1号
  - 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は、介護サービス、心身障害者ホームヘルプサービス等を通じ

て、要介護高齢者及び心身障害者の日常生活が不自由なく行えるように手助けを行うとともに、女性の就労支援及び社会参加活動支援事業を通じて、地域社会の労働力の活性化を進めながら地域の雇用と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、子育て支援、高齢者、障がい者の生活支援、高齢者、女性の就労支援及び社会参加活動支援事業を通じて、地域社会の労働力の活性化を進めながら女性の社会的自立を推進し、地域の雇用と福祉の増進を推進するとともに、市民に対して芸術活動を発信する機会を提供することで、芸術振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1892号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州後見支援センター

(2) 代表者の氏名

白石 誠七

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区黄金一丁目1番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人はこれからの高齢化社会を支えるために、高齢者や認知症の方を支援する事業を行い、高齢者等の権利擁護、財産管理、身上監護のための成年後見制度の普及によって、悩みや不安などを受け止め、安心して日常生活を送ることができる様に支援していきます。又、そのために必要な、各自自治体や関係各所との連携を取

りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とします。

福岡県告示第1893号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合から理事長の住所変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 理事長の氏名

緒方 久藏

2 理事長の住所

(変更前) 久留米市中央町2番地18

(変更後) 久留米市長門石1丁目3番8号

福岡県告示第1894号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成19年度福岡県家畜人工受精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成20年1月10日から同年2月8日まで

福岡県告示第1895号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町濱田字権明330番1、331番1、332番1、333番1、334番、336番1、336番10及び337番1

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市日吉町26 - 36

福岡スタンダード石油株式会社 代表取締役 重野 正博

福岡県告示第1896号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、春日市長から春日市の町の区域の設定及び変更をする旨の届出があった。

上記処分は、平成19年11月5日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 次の区域を白水ヶ丘四丁目とする。

大字	字	地番
上白水	丸尾	221の1から221の4まで
	池ノ下	222の1から222の6まで、222の8から222の12まで、222の14から222の16まで、222の18、223の1から223の3まで、225、226、227の1、227の2、228の1、228の2、229、233、234、235の1から235の5まで、236の1から236の4まで、237の1、237の2、238、239、240の1から240の7まで、241の1から241の8まで、241の13、242の1、242の2、243、244の1、244の2、246の1、246の2、247の1、247の2、248、249の1から249の3まで、250の1、250の2、270の1から270の6まで、270の8から270の16まで、270の18から270の25まで、271の1、271の2、271の4から271の8まで、272の3
	門田	827の7、827の10、827の11
	天神木	966の1、966の4、966の8、967の5から967の10まで、968の9から968の19まで、974の1から974の10まで、975の1から975の

3まで、976の1から976の6まで、977の1から977の4まで、978の1から978の3まで、978の5から978の8まで、983の1、983の2、983の5、984の1、984の3、985の1、985の2、986の1、986の4、986の5、991の4、1001の3、1003の3、1031の1、1031の3、1031の4、1032の2、1032の4、1032の5、1033の1、1033の2、1034の1、1035の1、1035の3から1035の8まで、1037の1、1037の4から1037の7まで、1038の1、1038の3から1038の9まで

百 堂

1180の1、1180の2、1180の5、1181、1182の1、1182の2、1183の1から1183の4まで、1184の1、1184の2、1184の5から1184の10まで、1185の1、1185の4

ウ ト 口

1197の3、1197の6、1201の1から1201の5まで、1202の1から1202の3まで、1204の1から1204の5まで、1205の1から1205の4まで、1205の10から1205の15まで、1206の1から1206の10まで、1208の1から1208の3まで、1209の2、1341の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

## 2 次の区域を白水ヶ丘五丁目とする。

大字	字	地番
上白水	門田	836の3
	下原	856の2、856の3、856の6、856の12、897の6から897の8まで、900の1から900の3まで、904の4、904の6、905の5、905の7、927の8、927の9、929の2から929の5まで、929の7、929の8、930の2から930の5まで、931の3、937の3、937の4、938の2、940の9、940の10、941、942、943の4、944の1、944の5、944の8から944の10まで、944の12、944の14、944の17、944の18、950の7、951の1、952の2、955の4、956の1、956の3から956の7まで、957の1、957の2、958の3、958の4、959の1、960の1、960の4、960の7、961の2、961の5
	天神木	962の3、966の11、966の12、987の3、987の5、988の1、988の2、989の1、989の2、989の7、991の1、991の2、991の5、992の1、992の3から992の6まで、993の2、993の4から993の7まで、993の9、994の1、994の2、994の4から994の9まで、995の4から995の7まで、997の1、997の2、998の1、998の4から998の7まで、998の9、999の1、999の3、999の5から999の12まで、1000の1から1000の8まで、1001の1、1002の

1、1002の3から1002の9まで、1003の1、1003の2、1003の4、1003の5、1004の1から1004の5まで、1005、1006、1007の1から1007の3まで、1010、1012の1、1012の9、1013の1、1013の2、1014の2、1014の3、1014の5から1014の9まで、1015の1から1015の4まで、1016の2、1017の1から1017の3まで、1018の1、1018の2、1018の8から1018の11まで、1019の1、1019の2、1021の1、1021の2、1022の1、1023の1、1023の3、1024の1、1024の2、1024の4から1024の6まで、1025の1、1025の2、1026の1から1026の3まで、1027の1、1027の4、1028の1、1028の3、1029の1から1029の7まで、1030の2から1030の8まで、1030の10、1031の2、1037の8、1039の1から1039の10まで、1040の1から1040の4まで、1041の1、1041の5、1042の1、1042の4から1042の8まで、1042の10、1043の3、1043の9、1044の3、1047の1

原 1087の3、1088の2、1088の15

これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

### 3 次の区域を白水ヶ丘六丁目とする。

大字	字	地番
上白水	下原	924の2、924の3、925の2、927の5から927の7まで、928の1から928の5まで、928の7から928の11まで、928の13、928の16から928の19まで
	天神木	1016の1
	原	1068の1、1068の2、1068の4、1069の1、1069の2、1070の1、1070の3、1071の1、1071の2、1071の4、1072の1、1072の3から1072の6まで、1073の1から1073の11まで、1073の14、1074の1から1074の4まで、1074の6、1074の7、1079の1から1079の4まで、1080の1から1080の4まで、1081の1、1082の1、1083の1、1083の3から1083の8まで、1084の1から1084の7まで、1087の1、1087の2、1087の4から1087の7まで、1088の1、1088の4から1088の14まで、1089の1、1089の4、1089の7、1090の2、1090の7、1090の8、1091の1、1092の1、1095の4、1098の1、1098の2、1098の4、1099の3、1099の4、1100、1101、1102の1、1103の1、1103の2、1103の5、1103の7、1104の2、1104の4、1104の7、1104の9、1104の10、1105の1、1105の3から1105の7まで、1106の1、1106の3から1106の8まで、1107の1から1107の5まで、1108の1から1108の6まで、

1109の1、1109の2、1109の4、1109の7、1109の8、1110の1、1111の1、1111の2、1111の4、1111の5、1112の1、1113の1から1113の3まで、1114の2、1114の3、1116の1、1117、1118、1119の1、1119の2、1120の1から1120の3まで、1121の1、1121の2、1122の1、1123の1、1123の4から1123の7まで、1123の9、1123の11、1124の1、1125の1から1125の4まで、1130の2、1131、1132、1133の1、1133の2、1134の1、1138の1から1138の3まで

百堂 1139の2、1140の2、1156の3、1160の2、1168の2、1168の9、1168の10

荒巻 1271の5、1271の7、1272の1から1272の13まで、1273の1から1273の5まで

これらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部

### 4 次の区域を白水ヶ丘二丁目に編入する。

大字	字	地番
上白水	荒巻	1271の4、1271の9

### 5 次の区域を白水ヶ丘三丁目に編入する。

大字	字	地番
上白水	百堂	1156の1、1156の4から1156の8まで、1156の10から1156の13まで、1158の1、1158の4、1159の2から1159の4まで、1168の1、1168の3、1168の5から1168の8まで、1175の5、1175の6

これらの区域に介在する水路である国有地の全部

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヘリコプターテレビシステム拡充用装置 1式

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先



- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション  
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁総合売店内)  
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成19年11月9日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ヘリコプターテレビシステム自動追尾装置 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年11月21日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成19年10月12日（金）から平成19年11月21日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成19年11月21日（水）午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
5の部局が指定する場所
- (2) 日時  
平成19年11月22日（木）午前10時00分
- 11 落札者がない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Articles and Quantity  
Automatic Chasing Device of Helicopter Television System : 1 units
- (2) Time Limit of Tender  
6:00 PM on Nov.21 , 2007
- (3) Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi-Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

### 公告

森林法（平成26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 森林計画区の名称

- (1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前

原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円)

(2) 筑後・矢部川森林計画区(大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円)

(3) 遠賀川森林計画区(北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円)

## 2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県福岡農林事務所、福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、前原市役所、古賀市役所、福津市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場、粕屋町役場、二丈町役場及び志免町役場

(2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県朝倉農林事務所、福岡県筑後農林事務所、大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場、黒木町役場、立花町役場、広川町役場、矢部村役場及び星野村役場

(3) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所、福岡県行橋農林事務所、北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

## 3 縦覧期間

平成19年10月12日から同年11月10日まで

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 意見募集期間

平成19年10月4日から平成19年11月2日まで

### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

捜査用車両賃貸借契約

福岡県警察組織犯罪情報管理システム用サーバー等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年2月1日から平成23年1月31日までの間

平成19年11月1日から平成24年10月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告

示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年10月22日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の契約実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年10月12日(金)から平成19年10月22日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月22日(月)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

入札説明書による。

(2) 日時

平成19年10月23日(火)午前10時00分

平成19年10月23日(火)午前10時15分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保(小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの)を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの）を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を中間高等学校等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月12日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局及び教育委員会の出先機関に係る随時監査は、平成18年12月1日又は平成19年1月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成19年5月15日から平成19年8月2日までの実日数36日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
中間高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月15日まで	平成19年5月15日
八幡南高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月16日まで	平成19年5月16日
嘉穂養護学校	平成18年12月1日から 平成19年5月17日まで	平成19年5月17日
朝倉東高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月18日まで	平成19年5月18日
小倉南高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月23日まで	平成19年5月23日
直方養護学校	平成18年12月1日から 平成19年5月24日まで	平成19年5月24日
久留米豊学校	平成18年12月1日から 平成19年5月25日まで	平成19年5月25日
苅田工業高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月29日まで	平成19年5月29日
福岡講倫館高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月30日まで	平成19年5月30日
朝倉農業高等学校	平成18年12月1日から 平成19年5月31日まで	平成19年5月31日
鞍手竜徳高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月1日まで	平成19年6月1日
福岡高等学	平成18年12月1日から 平成19年6月6日まで	平成19年6月6日
福岡豊学	平成18年12月1日から 平成19年6月7日まで	平成19年6月7日
若松高等学	平成18年12月1日から 平成19年6月8日まで	平成19年6月8日
福岡魁誠高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月13日まで	平成19年6月13日
香住丘高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月14日まで	平成19年6月14日
筑紫丘高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月15日まで	平成19年6月15日
福岡高等豊学	平成18年12月1日から 平成19年6月19日まで	平成19年6月19日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
春日高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月20日まで	平成19年6月20日
小郡高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月21日まで	平成19年6月21日
三池工業高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月22日まで	平成19年6月22日
浮羽工業高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月27日まで	平成19年6月27日
東鷹高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月28日まで	平成19年6月28日
嘉穂総合高等学校	平成18年12月1日から 平成19年6月29日まで	平成19年6月29日
糸島保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月10日まで	平成19年7月10日
朝倉保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月11日まで	平成19年7月11日
京築保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月18日まで	平成19年7月18日
筑後いずみ園	平成19年1月1日から 平成19年7月19日まで	平成19年7月19日
山門保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月20日まで	平成19年7月20日
久留米保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月24日まで	平成19年7月24日
八女保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月25日まで	平成19年7月25日
久留米児童相談所	平成19年1月1日から 平成19年7月26日まで	平成19年7月26日
粕屋保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月27日まで	平成19年7月27日
宗像保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年7月31日まで	平成19年7月31日
田川児童相談所	平成19年1月1日から 平成19年8月1日まで	平成19年8月1日
筑紫保健福祉環境事務所	平成19年1月1日から 平成19年8月2日まで	平成19年8月2日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、中間高等学校等36機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。



### 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

### 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

# 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1880号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、次に掲げる金融機関を収納代理金融機関に指定したので、同条第8項の規定により告示する。この告示は、平成19年10月1日から施行し、平成20年3月31日限り廃止する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 収納代理金融機関の名称等

収納代理金融機関	取 扱 店 舗
ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店、出張所及びゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第15項に規定する銀行代理業者の営業所又は事務所

## 2 取扱事務の範囲

福岡県公金の収納事務（県税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に限る。）